

令和 8 年度 FAQ

Q1 エコ住宅 2026 事業の新築住宅との併用はできますか。

A1 みらいエコ住宅 2026 事業のよくあるご質問 No.9 で『二重補助を避ける観点から、住宅の取得や、住宅の本体行為の全部又は一部を対象とする国のほかの補助制度との併用はできません。ただし、本事業の補助対象となっていない部分（太陽光発電設備、蓄電池システムなど）を対象とした国の補助制度や、地方公共団体の補助制度であって、当該地方公共団体において「本事業への上乗せ分」を認めることとしている補助制度については、併用可能です』とあります。

そのため、国費の太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電池、市費補助の定置用リチウムイオン蓄電池と HEMS、給電装置、については併用可能です。（ただし、国費の定置用リチウムイオン蓄電池と市費の定置用リチウムイオン蓄電池は併用できません）

Q2 給湯省エネ 2026 と国費補助のエコキュートは併用できますか。

A2 二重補助になるため、併用はできません。

Q3 エコキュートからエコキュートの入れ替えは補助対象になりますか。

A3 補助対象になりますが、新しい機器にすることで CO₂排出量を 30%削減できることという補助要件は変わりませんので、ご注意ください。

Q4 定置用リチウムイオン蓄電池の交付要件にある、「12.5 万円/ kWh 以下の蓄電池システムとなるように努めること」というのは具体的になにをしたらいいですか。

A4 この要件は努力義務となりますので、蓄電池のメーカーや機器の価格を比較したり、複数社から見積もりをとり比較したりすることで要件を満たすことができます。比較して要件を満たすことができなくても、14.1 万円/kWh 未満であれば、補助対象になります。

Q5 ZEH+と太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電池を申請する予定ですが、BELLS の提出に時間がかかるため、『太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電池』、『ZEH+』のように分けて申請することは可能ですか。

A5 可能です。

Q6 交付決定済みの事業着手予定日から前倒しする場合、再申請が必要ですか。

A6 交付決定日以降であれば、申請書に記載した事業着手予定日を前倒しても構いません。ただし、交付決定日前に事業着手することはできませんので、ご注意ください。

Q7 有効期限が迫った見積書で申請することはできますか。

A7 国費補助の場合、事業着手日（契約予定日）まで有効な見積書の提出が必要です。市費補助については、事業着手日を契約日とする場合は国費補助と同じ扱いになりますが、事業着手日を着工日とする場合は、契約日まで有効だった見積書であれば申請可能です。

Q8 補助金の申請を検討していますが、業者を紹介してもらうことはできますか。

A8 特定の事業者を紹介することはできませんが、過去に申請のあった時業者一覧をお教えすることはできます。

Q9 単線結線図の作成に時間がかかるため、実績報告時の提出としていいですか。

A9 単線結線図は補助金額算定に必要な書類となりますので、申請時に提出が必要です。その他、申請書類リストに記載のある書類につきましても、すべて書類がそろってから提出をお願いします。